

独立行政法人国立美術館契約監視委員会（平成22年度）

議 事 概 要

開催日及び場所	平成23年2月3日（木）東京国立近代美術館4階会議室
委員長 委員 （以上、敬称略）	宝木範義（明星大学造形芸術学部教授） 高橋明也（三菱一号館美術館館長） 高場一博（弁護士） 黒田亮子（監事、元群馬県立館林美術館館長） 鈴木 清（監事、公認会計士）
議事	1 平成22年度契約点検（随意契約） 2 平成22年度契約点検（一者応札・一者応募） 3 平成23年度契約事前点検（前回競争性のない随意契約） 4 平成23年度契約事前点検（前回一者応札・一者応募）
概要	事務局より契約監視委員会設置の経緯の説明を行った。 事務局より契約監視委員会設置要項の説明を行った。 宝木委員を委員長に選定した。 事務局より国立美術館の契約状況及び国立美術館会計規則の説明を行った。 平成22年4月～12月までに随意契約（少額随意契約を除く）により締結した案件について、美術作品の購入、美術作品の運送・保管、光熱水料など契約の内容ごとに10グループに分類し、当該グループごとに契約内容の説明を行った。 平成22年4月～12月までに一者応札・一者応募となった一般競争の案件について、公告期間の延長など改善内容ごとに4グループに分類し、当該グループごとに契約内容の説明を行った。 前回（平成22年度）競争性のない随意契約であった案件で、平成23年度以降競争性のある契約に移行を予定している案件について、契約内容の説明を行った。 前回（平成22年度）一者応札・一者応募となった案件のうち、平成23年度以降も引き続き契約を予定している案件について、契約内容の説明を行った。

1 平成22年度契約点検（随意契約）に関する質疑応答

意見・質問	回答
<p>No.1～39 美術作品の購入 国民一般から見れば特定の作者の特定の作品を購入しようとするれば、当然相手方は一となるが、例えば、特定の作者のすべての作品となれば競争性が働くのではないか（美術作品購入等選考委員会の中で複数の作品を候補に上げ、選択する方法もあるのではないか）また、版画のように複数存在する作品については一般競争入札に付することができるのではないかと思うがどうか。</p>	<p>作者の制作活動の変遷を時代に沿って収集する必要があり、節目又は契機となる作品を購入することが重要である。そのため、特定の作者であればどの作品でもよいことにはならない。また、なぜその特定の作品を購入するかについては、第三者で構成する美術作品購入等選考委員会に諮って決定している。版画のように複数存在するといっても、出来栄や保存状態が大きく異なるため、同一とは言えない。</p>
<p>No.62～66 電飾広告看板の掲出料金 当該駅に掲出する必要性の検討はしたのか、また、費用対効果の検証はしたのか。</p>	<p>美術館の最寄り駅であり、当該駅近辺に美術館があるという広報と、来館者の案内という目的があり、必要である。 費用対効果も十分あると考えている。</p>
<p>No.78.79 美術作品修復 随意契約の案件と企画競争の案件があるようだが、美術作品の修復は技術と経験が問われる事柄であり、今後すべてを競争性のある契約へ移行することには無理があるのではないか。</p>	<p>企画競争ができる案件については行っていくが、作品修復の分野によって、修復業者の多寡や、業者の得意・不得意（専門性）があること、作品によっては特定の業者しか修復を行えないものもあるので、すべての作品について競争性のある契約に移行することにはならない。</p>
<p>No.89 他 システム保守契約 競争性のある契約によりシステムを導入しても、保守契約の段階では相手方はその業者だけに限定されてしまう。何年間使用するかを検討し、トータルの費用を考えることが必要ではないか。 また、保守契約に当たって、ソフトウェアの内容の開示を契約条項に入れることで、保守についても競争性を持たせることができる。</p>	<p>導入時に初期費用だけでなく、保守料金を含めランニングコストがどの程度必要か把握はできている。 ソフトウェアの内容の開示を契約に入れた例は今までないと思われるが、その場合契約金額が高額になる恐れもあり、また、保守のコストが契約金額を超えたときの問題が生じるので慎重に検討する必要がある。</p>

2 平成22年度契約点検（一者応札・一者応募）に関する質疑応答

意見・質問	回答
<p>No.3 他 図録の製作について 図録の製作は一般競争に馴染まないと思うが一般競争に付しているのか。</p>	<p>原則として一般競争としているが、共催者が業者を指定する場合は随意契約としている例もある。一般競争に付しても、参加する業者は美術館の図録とはどういったものか理解しており、現在までは大きな問題はない。</p>
<p>No.10とNo.73 京都国立近代美術館受託美術作品にかかる動産総合保険一式 同一美術館で同一内容の契約であるが一方は一者応札で、一方は4者から応札があるがこの差は何か。</p>	<p>公告期間の長短によるものと考えられる。公告期間を20日に延長することで、複数者からの応札が期待できると考えている。</p>
<p>No.16 他 展覧会会場設営・撤去作業一式 会場設営は一般競争入札で問題は起きていないのか。</p>	<p>現在までは大きな問題はないと聞いている。参加する業者は地域ごとに実績のある数社となっている。</p>

3 平成23年度契約事前点検（前回競争性のない随意契約）

意見・質問	回答
特になし	

4 平成23年度契約事前点検（前回一者応札・一者応募）

意見・質問	回答
<p>公告期間を延長するという事は、それだけ準備を早くから行わなければならない、事務の負担ではないのか、公告期間の延長に見合う効果があるのか。</p>	<p>年間契約など定例的な案件については、準備を始める時期が早まるだけなので、それほど負担が増える訳ではないが、新規案件については仕様書の作成などの準備期間が短くなり、事務の負担が大きい。</p> <p>HP上で入札公告と仕様書を公開し、中には50日以上公告期間を設けても一者しか入札がない案件もある。これは、美術館の業務の特殊性により、その業者以外請け負うことができないものである。</p>

	<p>「一者応札・応募に係る改善方策について」で前回一者応札・応募であった案件は20日間公告期間を設けることとしているので、2回(2年間)は20日間の公告期間を設けることを継続して効果を検証し、効果が無いようであれば公募への移行も検討する必要があると考えている。</p>
--	---